

○松戸市議会政務活動費の交付に関する条例

〔平成 13 年 3 月 28 日〕
〔松戸市条例第 18 号〕

改正 平成 14 年 7 月 17 日 松戸市条例第 23 号

改正 平成 20 年 9 月 30 日 松戸市条例第 30 号

改正 平成 25 年 2 月 26 日 松戸市条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、松戸市議会における会派及び議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、松戸市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下同じ。）及び議員に対して交付する。

(会派に対する政務活動費)

第 3 条 会派に対する政務活動費は、当該会派の代表者が毎年 4 月 1 日（年度途中で新たに結成された会派にあつては当該会派の結成日）に当該会派の所属議員 1 人につき会派が受け取るべき政務活動費として申し出た額（月額 50,000 円を限度とする。）に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。この場合において、所属議員の数は、毎月 1 日（以下「基準日」という。）における各会派の所属議員数による。

2 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分（四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日の属する月までの月数分）を交付する。この場合において、当該政務活動費の額は、交付月の 1 日における各会派の所属議員数により算定した額とする。

3 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、前項の規定にかかわらず、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第 1 項及び第 2 項の所属議員数に含まないものとし、基準日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合で、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日（以下「当該末日」という。）まで

に、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、当該末日までに当該上回る額を返還しなければならない。

- 6 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において解散したときは、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（議員に対する政務活動費）

第4条 議員に対する政務活動費は、月額 50,000 円（議員が会派に属する場合であって当該会派が政務活動費の交付を受けるときは、50,000 円から前条第1項の規定により会派の代表者が申し出た額を控除して得た額）とし、基準日に在職する議員に対して、会派に対する政務活動費の例により四半期ごとに交付する。

- 2 一四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

- 3 基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

- 5 政務活動費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において、その所属する会派を異動（新たに会派を結成し、又は会派に入会し、若しくは脱会した場合を含む。以下同じ。）した場合で、既に交付した政務活動費の額が異動後の当該議員に交付すべき政務活動費の額を下回るときは、当該末日までに当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の当該議員に交付すべき政務活動費の額を上回るときは、当該議員は、当該末日までに当該上回る額を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の推進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあつては別表第1、議員にあつては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、毎年4月30日までに前年度分の政務活動費に係る収支報告書を議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、会派にあつては経理責任者が作成するものとする。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は当該議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(透明性の確保)

第8条 議長は、第7条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

(施行期日等)

1 この条例は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の松戸市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松戸市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月17日松戸市条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日松戸市条例第30号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日松戸市条例第2号)

別表第1（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派の調査研究活動及び議会活動並びに市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、地域課題における住民相談等の活動に要する経費
会議費	会派が行う調査研究活動のために必要な各種会議に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する者を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務的経費
通信交通費	広報及び広聴活動に要する通信交通費

別表第2（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員の調査研究活動及び議会活動並びに市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、地域課題における住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する者を雇用する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務的経費
通信交通費	広報及び広聴活動に要する通信交通費